

26教指企第736号

平成26年9月8日



区市町村教育委員会教育長 殿

東京都教育委員会教育長

比留間 英人

(公印省略)

自殺の未然防止に向けた取組の実施について (通知)

このことについて、別添写しのとおり、平成26年9月2日付26教指企第716号により、生命尊重を基盤とした生活指導の徹底について、通知したところですが、その後9月5日には、大田区立の小学校に在籍する2人の児童が、共に自らの命を絶つという、大変痛ましい事故が発生しました。

児童・生徒の生命にかかわる重大な事故が連続して発生していることを踏まえ、貴管下各学校において、改めて、先の通知の内容に加えて、下記の点について速やかに実施するようお願いします。

記

I 学校における取組について

- 1 児童・生徒の中には、自分と同世代の子供の自殺に関する報道等から影響を受け、自らも命を絶とうと企図するなど、精神的に不安定な状況になることがあり得るという認識をもち、学校組織全体で、至急、全ての児童・生徒の表情、言動等を含め、心理状況を改めて確認し直す。

【具体的な取組】

- (1) 別添資料「児童・生徒を自殺等の深刻な事態に至らせないために ～まわりにこのような児童・生徒はいませんか～」に示した「児童・生徒の様子の変化(チェックリスト)」を活用して校内研修会等を実施し、学級担任だけではなく、全ての教員で、児童・生徒一人一人の様子を把握する。
- (2) 教育相談部会や生活指導部会等において、過去にスクールカウンセラー等に悩みや心配を訴えた児童・生徒について「スクールカウンセラー活動日誌」等を点検するとともに、相談後の状況について学級担任から聞き取りをする。

その上で、改めて、教職員が役割を分担して、当該児童・生徒の重点観察や、当該児童・生徒への声掛けなどを行い、現在の児童・生徒の状況を再確認するとともに、学校全体で情報を共有する。

- 2 児童・生徒の生活全般を通して、悩みごとや問題につながる要因を把握するため、家庭、PTA、地域住民、関係機関や団体等との緊密な連携により、一人一人の児童・生徒の友人関係、習い事や塾等における状況、目指している進路、兄弟姉妹関係を含めた家庭における問題等、児童・生徒が現在置かれている状況を十分に確認する。

【具体的な取組】

- (1) 朝、学級担任等が児童・生徒を教室で迎え声をかけたり、休み時間や給食時にスクールカウンセラーを含む多くの教職員と児童・生徒がコミュニケーションを図ったりする中で、児童・生徒の学校外での生活の状況を、学校全体で把握する。
- (2) 保護者会や個人面談等あらゆる機会をとらえて、学級担任だけではなく教職員全体が、児童・生徒の保護者と積極的に会話をする中で、児童・生徒の家庭や学校外での様子について聞いたり相談に乗ったりするとともに、PTAや地域住民との会合等を通して、在籍する児童・生徒の生活全体について、気になる様子等があったら、伝えていただくように依頼する。

3 上記1、2による確認により、少しでも心配な状況や悩みにつながる要因が考えられる場合には、学校と家庭や関係機関とが連携して、子供の悩みに寄り添った支援を徹底することにより、生命に関わる重大な事故を確実に防止する。

【具体的な取組】

- (1) 教員が、児童・生徒の様子について気になる状況を把握した場合は、必ず、管理職及び学年会、生活指導部会、教育相談部会、いじめ防止対策委員会等に報告をして、対応策や支援策を協議するとともに、保護者に連絡する。
また、状況に応じて、教職員、保護者、その他関係者等が、常に当該児童・生徒の様子を見守る体制を整える。
- (2) スクールカウンセラー、養護教諭、学級担任等が、当該児童・生徒に対して「困ったことや心配なことがあったら必ず力になる」と伝えるとともに、面談等を通して、教職員が児童・生徒と問題を共有しながら、解決のための助言を行う。
- (3) 児童・生徒の心配や悩みの内容に応じて、学校の教職員は、保護者はもとより、スクールソーシャルワーカー、子供家庭支援センター、学校サポートチーム、習い事や塾の関係者、当該児童・生徒の友達の保護者、PTA役員、地域住民、福祉・医療等を含む関係機関等の職員等と連携して、当該児童・生徒の心配や悩みの要因と考えられる負担を軽減する方策等について協議を行い、それぞれの立場から支援を行うようにする。

II 区市町村教育委員会における取組について

- 1 学校が、区市町村教育委員会の資料、東京都教育委員会や文部科学省等の通知や資料等を十分に活用して、自殺の未然防止の対策を具体的に推進できるようにするため、迅速かつ適時に情報提供を行い、その趣旨の徹底を図る。
- 2 児童・生徒の生命に関わる重大な情報について学校から報告を受けた場合は、直ちに、学校を訪問するとともに、都教育委員会や関係機関と連携して、自殺を未然に防止するための指導・助言を具体的に行う。

【担当】

東京都教育庁 指導部主任指導主事 小寺 康 裕
指導企画課統括指導主事 山本 周一

電話 03-5320-6888

児童・生徒を自殺等の深刻な事態に至らせないために ～まわりにこのような児童・生徒はいませんか～

いじめをはじめとした人間関係の難しさなどを要因の一つとして、児童・生徒が自殺など深刻な事態に至ってしまう痛ましい事故がこれまで報告されている。

本資料は、児童・生徒が深刻な事態に至る前に学校がどのように対応することが必要かを考え、適切に対応するための参考としていただくものである。

I 自殺を予防するための基本的な考え方と基礎知識

1 自殺の危険因子

自殺につながりやすい危険因子というものがある。以下のような因子(背景)をもつ児童・生徒(特に複数もつ児童・生徒)には普段から特に注意が必要である。

- (1) 自殺未遂歴、自傷行為
- (2) 心の病
…うつ病、統合失調症、摂食障害、パーソナリティ障害、解離性障害、薬物乱用、アルコール依存など
- (3) 家庭環境 …家族に心の病、自殺未遂歴・自殺歴、経済的困窮、DV(歴)など
- (4) 周囲からのサポートが受けられず「孤立」
…親の離婚、転居を伴う転校が多い、学校に友達がいないなど
- (5) 被虐待(歴)、いじめられ(歴)
- (6) 喪失体験 …離別、死別、失恋、病気、けが、急激な成績の低下、予想外の失敗など
- (7) 他者の自殺 …学友の自殺、精神的に強いきずなをもつ人の自殺、有名な芸能人の自殺など(後追い自殺、群発自殺にもつながる。)
- (8) 独特の性格傾向
…未熟・依存的、衝動的、完全主義・二者択一的、思い込みが激しい、エスカレートしやすい、反社会的、孤立・抑うつの、無気力、過剰適応など

2 児童・生徒の様子の変化

自殺の危険因子を多くもつ児童・生徒に、以下のような様子の変化が現れたら、「どうした?」とさりげなく声をかけ、注意深く見守り続けることが必要である。

様子の変化

- 寝不足のように見える。疲れてだるそうに見える。
- 痩せてきたようだ。体重が減少している。食欲がなさそうに見える。
- これまで関心のあったことに興味を失う。全てに無気力・投げやりな態度になる。
- 集中力が落ちている様子で、今まで楽にこなせていたことができなくなる。
- 急に成績が落ちる。急に提出物等を出さなくなる。
- 部活動に出なくなる。
- 不機嫌でイライラが増し、落ち着きがなくなる。キレやすくなる。
- 突然泣き出すなど、気分が変わりやすく情緒不安定になる。
- うつむきがちで、視線を合わせなくなる。
- 友達との関わりが減り、休み時間や掃除の時間に一人でいることが多くなる。
- 仲間はずれ、いじめられ、ネットでのトラブルが疑われる様子である。
- 小さい子をいじめる。動物虐待をする。
- 身だしなみを気にしなくなる。だらしなくなる。
- うつ向きがちで、視線を合わせなくなる。
- 急に不自然なほどに明るくなったり、素直になったり、よい子に振舞ったりする。

- 遅刻や欠席が目立つようになる。
- 不登校になる。友人との交際をやめて、引きこもりがちになる。
- 無茶なけんか、バイクや車での暴走、一か八かのがけのような危険行為をする。
- アルコールや薬物を乱用する。
- 援助交際や相手構わずの乱れた性行動をとる。
- なぜ?といぶかるようなけがをする。

3 自殺直前の変化

さらに以下のような普段と違った顕著な行動の変化が現われた場合には、何かしら追い詰められているサインととらえ、教員間でチーム連携を図り、早急に対応することが必要である。

(1) 自傷行為のエスカレート

- ピアスまたはボディピアスが増える。
- 浅いリストカットから、深く、交差したでたらめなリストカットへ。
- リストカットからレッグカット、ネックカットへ。
- リストカットから大量服薬、転落(階段や窓から)、首吊りや飛び降り未遂等へ。

(2) 自殺をほのめかす言動

- 「消えてしまいたい」「遠くに行きたい」「死にたい」「今までありがとう」「さようなら」「リセットします」「〇月〇日決行します」「死ね!」等と、手紙、作文、走り書きに書いている。メール、ネットに書き込みをしている。周囲の人に言っている。
- 死・刃物・首吊り・昇天・破壊・暗闇・血・孤独等を連想させる作文・絵など

(3) 自殺の具体的な計画

- 鞆やポケットに、カッターナイフ、包丁、大量の鎮痛薬・睡眠薬等を持ち歩いている。
- ロープ、有毒ガスを発生させる薬品、大量の薬等を買っている。
- 自殺サイトや死に場所の地理等を調べている。

(4) 別れの用意

- しばらく会っていなかった知人に突然会いに行く、改めて挨拶に行く。
- 大切にしていた物をプレゼントする(形見分け)。
- 日記や写真を突然処分する。メールやブログを全て消す。身の回りを片付ける。

(5) 家出

- 突然、家出や放浪をする(死に場所探しのこともある。)

4 自殺に追い詰められる児童・生徒の心理

児童・生徒のつらい気持ちは長い時間をかけて徐々に、以下のような危険な心理状態に陥って行くことがある。

- (1) ひどい孤立感…「誰も自分のことを助けてくれない」「居場所がない」「皆に迷惑をかけるだけ」としか思えない心理
- (2) 無価値感…「私なんかいないほうがいい」「生きていても仕方がない」といった考え
- (3) 強い怒り…つらい状況を受け入れられず、やり場のない気持ちが自他への怒りとなる。
- (4) 苦しみが永遠に続くという思い込み
…この苦しみは決して解決せず永遠に続くという思い込みに囚われる絶望的な感情
- (5) 心理的視野狭窄…自殺以外の解決方法が全く思い浮かばなくなる心理状態

5 自殺の危険が高まった児童・生徒への対応

対応の原則（TALKの原則）

- Tell ……言葉に出して心配していることを伝える。
Ask ……「死にたい」という気持ちについて率直に尋ねる。
Listen ……絶望的な気持ちを傾聴する。
Keep safe…安全を確保する。危険と判断したら一人にせず、他から援助を求める。

対応の留意点

- (1) 一人で抱え込まない
チームによる対応は、多くの視点から児童・生徒を見ることで、児童・生徒に対する理解を深めるとともに、共通理解を得ることで教員自身の不安感の軽減にもつながる。
- (2) 急に子供との関係を切らない
初めは昼夜分かたず関わっていたが、疲れてしまって急にその児童・生徒との関係を切ってしまうといったことにならないようにしなければならない。児童・生徒は、見捨てられたように感じ、今までの人間不信の増幅に陥ることがある。
- (3) 「秘密にしてほしい」という児童・生徒への対応
児童・生徒が恐れているのは、自分の秘密が知られることではなく、それを知った際の周りの反応であり、児童・生徒は、大人の過剰な反応にも、そして、無視するような態度にも、どちらにも深く傷つく。
児童・生徒のいるところで、保護者に、過剰な反応やその正反対に無視するような態度をとらずに児童・生徒の心の内を理解してほしいと伝えたと児童・生徒は安心する。
- (4) 手首自傷（リストカット）への対応
リストカットなどの自傷行為は、次に起こるかもしれない自殺の危険を示すサインであるということを強く心に留めて、あわてず、真剣に対応していくことが大切である。
関係機関と連携がとれた場合でも、任せきりにするのではなく、情報を共有しながら、長い関わりが可能なような関係を作っていくことが必要である。

II 児童・生徒が深刻な事態にならないための取組

1 児童・生徒と面接をする時の留意点

面接の設定について

- 場の大切さ…児童・生徒が安心して話すことができるために、静かな、扉の閉まる場所で行う必要がある。
- 座る位置の配慮…通常は机をはさんで斜めに座るのがよいと考える。向かい合って座ることは、緊張感を生み、尋問調の雰囲気になってしまいがちである。
- 長すぎない時間…長く話しすぎることによって後から不安になってしまうこともある。一度に話しきるのではなく、次回につなぐことが大切である。

面接の進め方について

○非言語の情報を集める

…相手が話す言葉だけでなく、態度や表情、服装からも情報は得ることができる。話す内容は心配ないものであっても、顔色や表情をよく見る必要がある。話すテンポや声のトーンでも相手の調子は分かり、足を落ち着きなく動かすことで、イライラが伝わってくる場合もある。

○相手の話をさえぎらない

…児童・生徒が話したいことを自由に話せるようにする。話し始めのきっかけをこちらが作ってあげることが良いが、ひとたび話し始めたら、こちらからさえぎることはせず、うなづき、あいづちをうち、最後まで聴くことが大切である。

○相手に尊敬の念をもつ

…相手を一人の人間として尊敬し、真摯な気持ちで聴くよう意識する。相手の気持ちをありのままに受け止め、こちらの経験や意見を押しつけないように気を付ける。分かったふりといった、大人のずるさに子供はとても敏感である。

○質問攻めにしない

…相手のテンポがゆっくりだったり、話の内容が分かりにくかったりすると、つい教員からの一問一答式の質問になったり、違う話題を振ってみたりしてしまいがちである。相手が話したいことを話せるように、じっと耳を傾ける。そのうち、相手の思いが分かってくるものである。

○話の内容より、その背後にある気持ちに焦点を合わせる

…例えば、友達の不満を話している背後には、本当に信頼できる友達のいない寂しさがあるのかもしれない。語られる内容を聞きながら、その背後にある寂しさや不安や怒りといった気持ちを推し測っていくことが大切である。

特に配慮を要する子供への個別面接

何らかの心配な悩みを抱えていることが明らかであったり、面接室で興奮していたり、落ち込んでいたり心配な状態である子供との面接においては、前述の留意点に加え、以下のことに注意する。

○巻き込まれない

…相手の興奮状態を前に、こちらが混乱せず落ち着いて対応する。危険を伴う場合は助けを求めるが、そうでない場合は、怒鳴ったり、激しく泣いたりしていても、臆することなくその怒鳴る言葉に耳を傾けたり、泣く相手の気持ちに寄り添うようにする。そうすることで、相手も徐々に落ち着いてくるものである。

○無理に話させない

…ずっと泣いていたり、一言も発しない場合もある。温かく見守り、少し泣き止んだり、身体が動いたりしたタイミングで声をかけ、話すのがつらいようであれば折り紙や絵を描くなどして一緒に過ごすのはどうかと提案してみるとよい。温かく見守られ、安心して一緒に過ごせることは、児童・生徒にとってとても癒される時間となる。

○専門家につなぐ

…明らかに様子がおかしく、話している内容も理解しづらい場合や、他の専門的支援が必要であると思われる場合は、専門機関につなぐ必要がある。管理職や養護教諭等に相談し、本人と保護者に専門機関を勧める。一人で帰すことが心配な場合もあり、その際は、保護者に迎えに来てもらったり、学校から直接、専門機関につながざるを得ない場合もある。

2 児童・生徒に必要な自殺予防の知識

(1) ひどく落ち込んだときには相談する

ひどく落ち込んで解決が難しいと思われる問題が起こったときも、自分の力で乗り越えようとするのは大切だが、人に相談できることも生きていくうえで素晴らしい能力だということ普段から伝えておくことも大切である。

(2) 友達に「死にたい」と打ち明けられたら、信頼できる大人につなぐ

「死にたい」と打ち明けられたら、その友達の気持ちを大事にしながら話を聴いて、信頼できる大人につなぐことがとても大切であることを強調する。

(3) 自殺予防のための関係機関について知っておく

自殺予防のための相談機関や医療機関にはどんなものがあるか普段から知っておくことが必要である。

3 自殺予防のための校内体制作り

《予防活動》

自殺予防教育、子供の心の安定

【対象】 全ての児童・生徒

【学校の対応】

○日常的教育相談活動

【具体的な取組】

○生と死の教育 ○相談週間

○アンケート調査の実施 など

《事後対応》

自殺発生後の周囲への心のケア（後追い自殺、群発自殺の予防）

【対象】

遺族と影響を受ける児童・生徒・保護者・教員

【学校の対応】

校内危機対応チーム（区市町村教育委員会、学校経営支援センター・教育相談センターとの連携）

【具体的な取組】

ケア会議

周囲の児童・生徒・保護者・教員へ

ケア

保護者会 など

《危機対応》

(1) 自殺の危険の早期発見とリスクの軽減

【対象】

自殺の危険が高いと考えられる児童・生徒、その保護者、また、影響を受ける児童・生徒・教員

【学校の対応】

校内危機対応チーム（区市町村教育委員会、学校経営支援センター・教育相談センターへ支援要請）

【具体的な取組例】

- ・緊急ケース会議（アセスメントと対応）
- ・本人の安全確保とケア

(2) 自殺未遂後の対応

【対象】

自殺未遂者及び保護者、また、影響を受ける児童・生徒・保護者・教員

【学校の対応】

校内危機対応チーム（区市町村教育委員会、学校経営支援センター・教育相談センターへ支援要請）

【具体的な取組例】

- ・緊急ケース会議
- ・本人・保護者及び周囲の児童・生徒
- ・保護者・教員へのケア

4 関係機関と連携するためのポイント

(1)

- 自傷行為・希死念慮（死にたい気持ち）がある場合
- 他害衝動がある場合
- 強迫観念・強迫行為がある場合
- 摂食障害がある場合
- 解離症状（ある時期の記憶がない、時折記憶が欠落する等）がある場合
- 幻覚・妄想など言動が不穏で精神疾患が疑われる場合 など

（スクールカウンセラー、区市町村教育相談室、都教育相談センター）

医療機関

《留意点》

- 「医療を紹介して学校から排除するつもりは全くない。子供が生命にかかわる事故に巻き込まれないように専門の精神科医に受診し、必要なら服薬もしてもらいたい。その上で、学校で子供をより安全に受け入れるための対応方法を主治医からアドバイスしてもらいたい。」と、本人・保護者に受診を勧める。
- 本人・保護者の了解を取り、学校と主治医が直接連絡を取らせてもらう。
- 本人・保護者の通院日に、教員も同行させてもらい、一緒に受診させてもらう。
- 学校での様子を伝える。
- 主治医の診立てを聞き、その症状や基本的対応方法を教えてもらう。
- 服薬管理の仕方、フルで授業に出ても大丈夫か、行事参加のさせ方、休息の入れ方、不穏時・救急時の対応方法、入院していた子供が退院して学校復帰する場合の受け入れの留意点など、具体的に相談しアドバイスをもらう。

(2)

- 児童虐待がある(疑われる)場合
- 不適切な養育環境が見られ、保護者が改善に協力しない場合

区市町村子ども家庭支援センター、児童相談所

- ・保護者や高校生年齢の本人に精神疾患が疑われる場合には、保健所、精神保健福祉センターも考える。
- ・経済的支援、ヘルパー等を要する場合には、福祉事務所も考える。
- ・DV加害者から逃げたい場合は、警察、女性相談センター、東京ウイメンズプラザも考える。

(3)

- 不良交友、飲酒・薬物乱用、暴走族、家出、援助交際などの非行がある場合

警察署の生活安全課少年係、少年センター

(4) 複数の関係機関と連携が必要な場合は、関係機関（サポート）会議を開催する。

《留意点》

- 集団守秘義務を守った上での情報交換を行い、支援方針を一致させる。
- どこが、いつまでに、何をするかを決める。（役割分担と宿題）
- 次の会議や情報交換は、いつ、どこが中心になって行うかを決める。

Ⅲ 日常の教育活動を自殺予防の視点から見直した実践例

《多面的に子供の変化を捉える取組（小学校の事例）》

(1) 子供の心の安定を図る

- 「朝の健康観察」…一日一回以上はどの児童とも触れ合いをもつ（会話や一緒に遊ぶなど）。
- 「児童理解」…学習や友人関係等の状況を把握し、児童の変化を見逃さないようにする。
- 「生活指導連絡会」…児童の情報交換・共通理解の場を定期的に設定し、組織的に児童を観察する。

(2) 家庭の安定を図る

- 「何でも相談日」…学級担任との連絡帳、保護者会・面談のほか、教職員の誰とでも話したり相談したりできる日を設定し、保護者が話しやすい環境を作る。
- 「井戸端会議」…地域のベテランお母さんが相談役となり、気軽に子育てについて相談できる場を設定する。
- 「親子体験教室」…児童と保護者が一緒に取り組む活動をPTAと連携し実施する。

《道徳的な価値「生命尊重」を要とした取組（中学校の事例）》

	第1学年	第2学年	第3学年
自殺予防との関連	周囲の目を気にしてしまい、自分の個性を抑えて迎合したり、相手や自分を否定したり、自己嫌悪に陥る傾向がある。	学校生活の多くの場面で中心となって活躍できるようになるが、その一方で中学校時代一番不安定な時期で、自分に自信をなくし、否定的に考える傾向がある。	人生の岐路に立ち、将来を見据え、自分と向き合っていく時期であり、誰もが希望を抱く。
生徒に求める行動や態度	他人の声に励まされ、自信をもち、自分の個性を大切にし、よりよい自己を生かしていこうとする意識をもつ。	立志にあたるこの学年で「命を大切にしていこう」という意識をもつ。	自分の個性や可能性を信じ、夢や希望をもち、粘り強く生きていこうとする意識をもつ。
月	道徳の項目		
	校長講話「命に関わることを最優先で対応する」		
4月	道徳1-(5) 自己を見つめ、自己の向上を図るとともに、個性を伸ばして充実した生き方を追求する。	道徳3-(1) 生命の尊さを理解し、かけがえない自他の生命を尊重する。	道徳1-(2) より高い目標を目指し、希望と勇気をもって着実にやり抜く強い意志をもつ。
5月			
6月			
7月			
8月			
9月			
	道徳2-(2) 温かい人間愛の精神を深め、他の人に対して思いやりの心をもつ		
10月	特別講演「夢をあきらめない」講師：パラリンピック金メダリスト ※四つのテーマで生徒、教職員、保護者を対象に60分間の講演 ①障害のある人が日常どのように見られているのか ②健常者からの嫌がらせに対してどう対処したか ③自分の生命について深く考える時間が多かった人生について ④どのような過程で金メダルをとるに至ったのか		
11月	道徳2-(3) 友情の尊さを理解して心から信頼できる友達をもち、互いを励ましあい、高めあう。	道徳2-(5) それぞれの個性や立場を尊重し、いろいろなものの見方や考え方があることを理解して、寛容の心をもち謙虚に他に学ぶ。	道徳2-(6) 多くの人々の善意や支えにより、日々の生活や現在の自分があることに感謝し、それにこたえる。
12月			
1月			
2月			
3月	校長講話「安全で楽しい学校を生徒と教師と保護者でつくりあげられたことへの感謝」		

《教育相談委員会を核とした校内支援体制の活用（高等学校の事例）》

(1) 教育相談委員会組織の確立

副校長・保健主任・各学年特別支援教育コーディネーター・教育相談委員・養護教諭

(2) 教育相談委員会の開催

- 毎週水曜日に時間割に設定し実施
- 精神科医、臨床発達心理士の来校時にも臨時開催

(3) 委員会の内容

- 生徒理解のための情報把握・情報収集
- 研修会の企画、運営
- メンタルヘルス健診、拡大学年会の企画・運営
- 外部機関との連携
- 希死念慮、発達障害等、特別な支援が必要とする生徒の把握と支援対策
- アンケートの作成、実施、考察、活用
- スクールカウンセラーや精神科医との連携
- 臨床発達心理士を活用した相談の企画と進行
- 保護者面談の設定（保護者へ理解の説明、本人への説明、承諾、検査、検査結果をもとに支援策の検討、担任、保護者へのフィードバック・教員への周知、理解協力）

《児童・生徒の変化を組織的にとらえた取組（特別支援学校の事例）》

(1) 日常の様子を観察し、児童・生徒の変化に気付く。

- ① 毎日の言葉かけや反応の変化
- ② 服装・持ち物などの変化
- ③ 精神的に安定しているか、落ち着いた生活が送れているかを常に観察する。
- ④ 過食や食欲不振など給食時の様子の変化
- ⑤ 保健室に行った児童・生徒の状況把握
- ⑥ 担任以外の授業者から授業中の様子を聞き、普段と違った様子がある場合、本人と話す。

(2) 児童・生徒の変化を感じ取った場合の対応

- ① 不安定な状況があった場合、本人または保護者に話を聞く。また、状況により普段服用している薬の飲み忘れがないか、等の確認も行う。
- ② リストカット、頭髪や眉を抜く、など自傷行為が見られたり、変化を感じ取った場合、複数で対応する。
- ③ 家庭や地域、福祉、医療機関、臨床発達心理士等と速やかに連携を図る。

(3) 予防のために

- ① 本人・保護者との信頼関係を作る。
- ② 安定できる環境を整備する。
- ③ 危険物を近く（目が届くところ）に置かない。
- ④ 関係機関との連携を図る。
- ⑤ 欠席・遅刻・早退が多い児童・生徒の保護者への連絡を行う。

【相談機関等】

○ 東京都いじめ相談ホットライン	03-5331-8288
○ 24時間いじめ相談ダイヤル〔全国統一ダイヤル〕	0570-0-78310
○ 東京都児童相談センター	03-3366-4152
○ いじめ等の問題解決支援チーム	03-3360-4197
○ 子供の権利擁護相談事業（東京子供ネット）	0120-874-374
○ ヤングテレホンコーナー〈警視庁少年相談室〉	03-3580-4970
○ 東京都教育相談センター	03-3360-8008
○ 東京都立小児総合医療センター（こころの相談室）	042-312-8119
○ 東京都立中部総合精神保健福祉センター（特別区西部 10 区）	03-3302-7711
○ 東京都立精神保健福祉センター（特別区東部 13 区・島しょの地域）	03-3842-0946
○ 東京都立多摩総合精神保健センター（多摩地域の市町村）	042-371-5560
○ 子どもの人権110番（全国共通・無料）	0120-007-110
○ 東京こどもネット・ケータイヘルプデスク（こたエール）（ネットトラブル）	03-3500-5181
○ 東京都女性相談センター	03-5261-3110
○ 東京都女性相談センター多摩支所	042-522-4232
○ 東京ウィメンズプラザ(悩み相談)	03-5467-2455

【電話等】

(参考文献) 「教師が知っておきたい 子どもの自殺予防」(平成21年3月 文部科学省)
 「子供の命を守ろう～子供の自殺予防に向けて～」(平成20年3月 東京都教育委員会)